

福島労働局令和4年度
行政運営方針は[こちら](#)

Vol.45 2022.5.27

(隔週金曜日発行)

労働保険の手続きは電子申請で！

「GピズIDプライム」で電子証明書が不要になりました
リーフレット(別途掲載)をご覧ください

◎ 資料等、自由にご利用ください
◎ 記事の要望や感想をお待ちしています！
(いわき労働基準協会までお寄せください)
署長室よりいわきアリオスを望む
(R04年4月27日撮影)

(一社) いわき労働基準協会令和4年度定時総会

令和4年5月25日(水)、いわき芸術文化交流館アリオスにおいて開催されました。

いわき労働基準監督署長が出席し、挨拶を行いました(概要次の通り)。

【署長挨拶の概要】

- 令和3年は、ここ数年の減少傾向から一転して大幅に労働災害が増加した。
- 背景に業者間のコミュニケーション不足により作業の安全性に関する情報共有不足や、低調な安全活動や不十分な危険予知による危険の認識不足があるのではないかと。
- **労災かくしが横行。悪質重大な事案であり刑事処分など厳しい対応を取らざるを得ない。**
- 現在、「総合的な安全衛生管理の実施について」という文書要請を実施中。また、労災かくしに関する自主点検を協会の皆様をはじめとする各事業者団体に要請することとしている。
- 労働災害防止のマネジメントの在り方も再考いただくことが必要ではないかという趣旨から、**いわき労働基準協会と協力し、6月8日の安全週間説明会や、6月20日「リスクマネジメント研修」等、充実した研修を行っていくので参加願いたい。**
- 6月から安全週間準備月間が始まる。イベント開催、ポスターやのぼりをこれまで以上にたくさん掲示する等、「安全が何よりも優先する」という空気を一層盛り上げていただきたい。
- 当署としても、いわき協会HP「労基署通信」による情報発信、パトロールの実施等、安全意識の啓発の呼びかけを一層活発に行うこととしている。
- 職員一丸となって目標達成に向け努力していくので、皆様方のご理解とご協力をお願いしたい。

❗ シリーズ法令改正の解説・第1回化学物質規制の大幅見直し

今般、化学物質に対する規制が大幅に見直されることになりました。



現在、労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、粉じん障害防止規則等の改正作業が進められており、現在、**18の項目について、令和5年4月1日から令和6年4月1日にかけて施行される予定**です(施行スケジュールは添付資料参照)。

今回の改正ポイント

○危険性・有害性が確認された**全ての物質**に対して、国が定める**管理基準の達成を求める(達成のための手段は限定しない)**方式に転換されます



【解説】・これまで、国によるリスク評価で有害性の高い物質に対し、法令で具体的な措置義務を規定する方法で規制を行ってきました。

・使っていた物質が措置義務対象にされると、**措置義務を忌避する目的で**危険性・有害性の確認・評価を十分にせず規制対象外の物質に変更し、その物質の有害性に応じた対策が不十分なまま使用する例が見られました。

・その結果、化学物質による休業4日以上労働災害の**約8割は、具体的な措置義務のかかる123物質以外の物質により発生**している現状であり、規制との「たちごっこ」となっています。

・改正により、すでに**危険性が確認されている約2900物質のほか、危険性・有害性情報が少ない(または不明が多い)数万物質について法的な義務が課せられること**になります。【以下次号】

(添付資料出所・・・厚生労働省「[職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会資料](#)」(R3.7.19)

「[第146回労働政策審議会安全衛生分科会資料](#)」(R4.3.23)